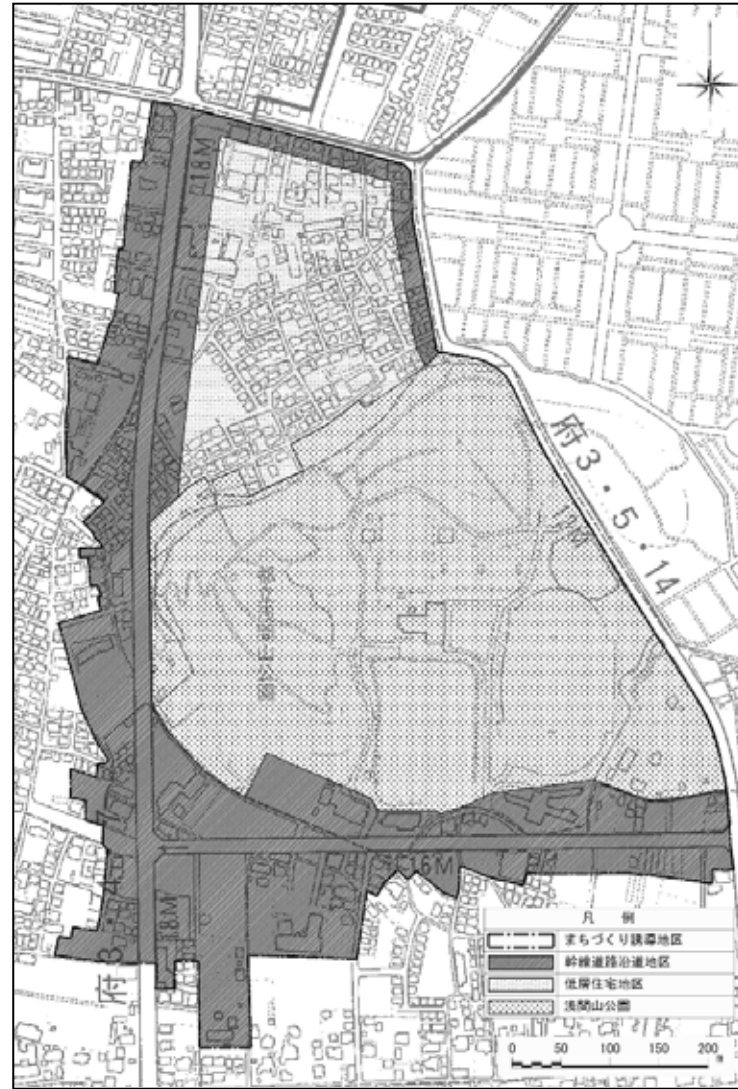


## まちづくり誘導地区の位置と区域

まちづくり誘導計画を策定する位置と区域は、右図のとおりです。

この区域内を「低層住宅地区」と「幹線道路沿道地区」の2地区に区分し、それぞれの区域について、まちづくりの実現に向けた取組の方向性を整理しています。

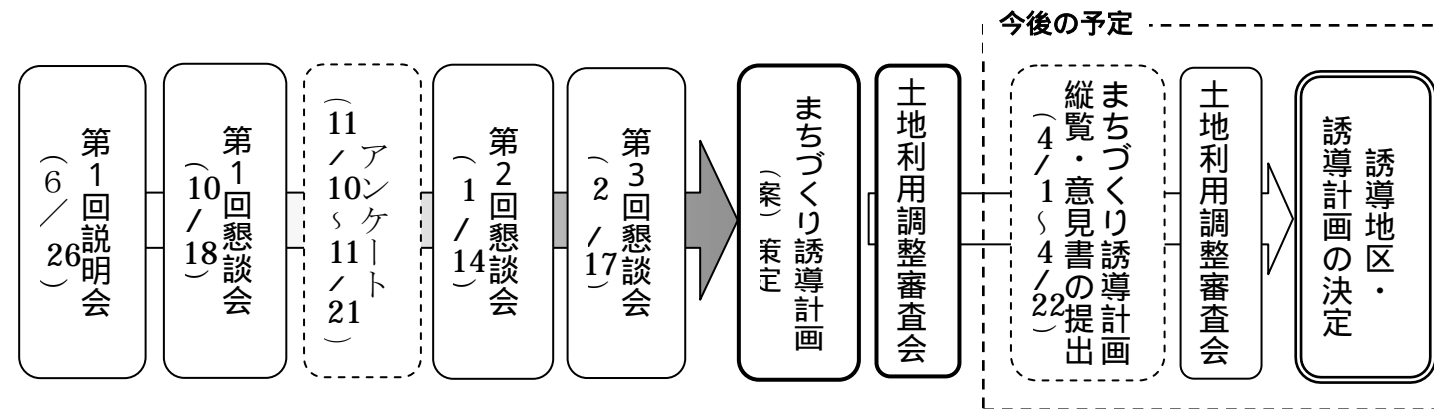


## 3. 今後の予定等

### 今後の予定

今後は、次のような流れで浅間山周辺地区における「まちづくり誘導地区」の指定に向け、取組を進めていく予定です。

なお、4月1日からまちづくり誘導計画(案)を縦覧しますので、地区住民の皆さまには、計画内容をご確認下さいますようお願いいたします。



### ホームページ公開のお知らせ

まちづくり推進事業の資料は、市のホームページでもご覧になることができます。なお、ホームページだけでなく、市役所計画課の窓口でも閲覧が可能です。

#### <ホームページの開き方>

- インターネット上で府中市のホームページを開く。  
府中市のホームページアドレス <http://www.city.fuchu.tokyo.jp/>
- トップページから、『市政を身近に』の「計画」を選択する。
- 「府中市まちづくり推進事業」を選択する。
- 「浅間山周辺地区」を選択する。

発行・問合せ：府中市都市整備部計画課  
〒183-8703 東京都府中市宮西町2丁目24番地  
電話：042-335-4334(直通)  
FAX：042-335-0499  
Mail：TOSIKEI01@city.fuchu.tokyo.jp

## 浅間山を中心とした周辺地域のまちづくり 浅間山周辺地区まちづくりニュース 第3号

平成21年3月発行

日頃より、市政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

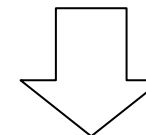
今回のまちづくりニュース第3号では、今年1・2月に開催された住民懇談会の結果と、まちづくり誘導計画(案)及び今後の縦覧等の予定についてお知らせいたします。

### 1. 住民懇談会を開催しました。

住民懇談会では、これまでの説明会や住民アンケートの結果を踏まえて、具体的な取組や市が作成したまちづくり誘導計画(素案)について、参加された住民の方々と意見交換を行いました。

#### 第2回住民懇談会

**開催日時** 平成21年1月14日(水) 19:00～  
**開催場所** 生涯学習センター2階研修室  
**出席者** 地区の方々(4名)  
**説明内容** (1)住民アンケートの結果概要報告  
(2)グループディスカッション  
【浅間山周辺地区の街並みを考える上で必要となる具体的な取組】  
(3)今後の予定について



～これまでの検討経過を踏まえて「まちづくり誘導計画(素案)」の作成～

#### 第3回住民懇談会

**開催日時** 平成21年2月17日(火) 19:00～  
**開催場所** 生涯学習センター2階研修室  
**出席者** 地区の方々(11名)  
**説明内容** (1)グループディスカッション  
【まちづくり誘導計画(素案)の説明と内容についての意見交換】  
(2)今後の予定について



#### まちづくり誘導計画(素案)に反映をした意見の概要

- 浅間山だけで考えるのではなく、多磨霊園、野川、基地跡地などと一体的に考えるべきではないか。
- 車庫や倉庫なども、建物同様の配慮が必要だと考えている
- 新小金井街道など、幹線道路沿道の緑地の維持管理についても考える必要がある。
- 行き止まり道路の解消などの取組が必要である。

## 2. まちづくり誘導計画（案）

この誘導計画（案）を市役所7階計画課で縦覧します。

縦覧期間：平成21年4月1日（水）～4月15日（水）

この計画（案）に意見のある方は4月22日（水）までに市長宛に意見書を提出できます。

送付先は、4ページの問合せ先まで

### まちづくり誘導計画

網掛け下線の文章は、第3回住民懇談会及び土地利用調整審査会の意見を踏まえて修正を行った箇所です。

名称	浅間山周辺地区まちづくり誘導計画
位置及び区域	・ 府中市浅間町2丁目及び4丁目の一部、若松町4丁目及び5丁目の一部 面積 約39.7ha
まちづくりの目標	本地区は、府中市の北東に位置し、地区内には貴重な草花であるムサシノキスゲ・キンラン・ギンランなどが確認されている浅間山公園があり、浅間山公園の周辺は府中市景観計画の景観形成推進地区に指定されている。また、隣接して多磨霊園があり、府中市を代表する緑に囲まれた良好な住環境が形成されている。 これらのことから、本地区では、府中市が誇る浅間山公園の貴重な景観資源に配慮した、緑豊かな住環境を維持・保全し、本市の緑の核である浅間山・多磨霊園・府中の森公園などを連結する緑のネットワークを意識したまちづくりを進めていく。
まちづくり方針	1. 土地利用の方針 浅間山に配慮したまちなみを形成し、環境や景観に配慮した安全・快適なまちづくりを進めていくため、次の2地区に区分してそれぞれにふさわしい土地利用を誘導する。 <低層住宅地区> ・ 戸建て住宅や小規模の共同住宅を基本とした緑あふれる住環境を維持・保全する。 ・ 建替えに伴う道路空間の確保、道路沿道の緑化などにより安全・安心のまちづくりを推進する。 ・ 都市部の貴重な緑として残っている農地の保全・活用を図る。 <幹線道路沿道地区> ・ 浅間山の緑に配慮した美しい沿道景観の形成を図る。 ・ 都市部の貴重な緑として残っている生産緑地や農地の保全・活用を図る。 2. 地区施設の整備及び維持・保全の方針 ・ 緑の拠点としてふさわしい浅間山公園の豊かな自然環境を維持・保全・整備する。 ・ 新小金井街道など、既に整備済みの幹線道路については、歩行者と自転車の分離や既存樹木の管理など安全かつ快適な道路環境の維持・保全に努める。 ・ <u>公共空間における緑化の推進や自然エネルギーの活用、道路の透水性舗装による雨水浸透機能の確保など、地球環境に配慮した地区施設の整備に努める。</u> ・ 市民が憩い集えるような魅力のある公共空間づくりを行うとともに、安全・安心と感じられる公共施設の環境づくりに努める。 ・ 低層住宅地の防災性向上のため、今後の建物更新等に合わせた道路拡幅を図っていく。 ・ <u>新たな開発を行う際は、なるべく行き止まり道路とならないよう既存の道路とのネットワークに配慮した計画とする。</u> 3. 建築物等の整備方針 ・ 浅間山への眺望及び浅間山からの眺望に配慮した建築物の高さについての誘導基準を定める。 ・ 浅間山の自然環境に配慮し、災害に強いまちづくりを実現するために、壁面の位置、敷地規模、工作物等についての誘導基準を定める。 ・ <u>生け垣や花壇といった敷地内の緑化や、太陽光発電をはじめとする自然エネルギーの活用など、住宅地においても地球環境に配慮した取組の推進に努める。</u>

土地利用に関する事項	<低層住宅地区> ・ 戸建て住宅や小規模の共同住宅等を基本とした住宅地としての土地利用とする。  <幹線道路沿道地区> ・ 敷地内の緑化などにより浅間山の自然環境と調和した緑豊かなまち並みを形成するとともに、周辺環境と調和した沿道市街地の保全・育成を図る。
地区施設の配置及び整備に関する事項	地区施設の配置と規模  <道路> 府中市計画道路3・4・7号府中清瀬線〔新小金井街道〕(幅員18m) 府中市計画道路3・4・12号浅間山線(幅員16m) 府中市計画道路3・5・14号小田分横街道線〔浅間山通り〕(幅員12m) 3路線とも整備済み  生活道路(現況幅員1.22~21.55m)  <公園・緑地> 浅間山公園 浅間町第二公園 蛇窪台公園
建築物及び工作物等に関する事項	<地区全体> ・ 建築物の高さ及び形態は、浅間山周囲からの眺望、浅間山からの眺望を遮らないよう配慮する。  <低層住宅地区> ・ 建築物の用途は、戸建て住宅や小規模の共同住宅を基本とする。 ・ 日照や風通しを考慮し、隣地との建物の間隔を広くする。 <u>その際には、建築物だけでなく、物置や倉庫などの配置についても配慮する。</u> ・ ゆとりある住環境を維持するのにふさわしい敷地規模の確保に努める。 ・ 地震などによる倒壊を防ぐため、道路に面する塀などは、基礎の部分を下しく、倒壊の影響を最小限にするよう努める。また、防犯面やプライバシーを考慮し、上部をフェンスや生垣などの構造とするよう配慮する。 ・ 建築物の屋根及び外壁の色彩は、府中市景観計画の色彩基準に適合し、景観形成推進地区にふさわしいものとする。  <幹線道路沿道地区> ・ 建築物の高さは、周辺の建築物より著しく突出しないよう配慮する。 ・ 壁面の位置の連続性や適切な隣地との建物の間隔を確保する。 ・ 壁面を分節化するなど、圧迫感の軽減に努める。 ・ 緑の景観に不釣り合いな色彩の看板や広告の表示・掲出は控える。 ・ 敷地内はできる限り緑化を行い、浅間山の緑と連続させるよう配慮する。 ・ オープンスペースの確保に努め、隣接するオープンスペースとの連続性をもたせる。 ・ 建築物の屋根及び外壁の色彩は、府中市景観計画の色彩基準に適合し、景観形成推進地区にふさわしいものとする。